鹿屋市告示第 515 号

鹿屋市防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定についてを次のように定めた。

令　和　8　年　11　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　10　月　30　日　　決　裁

# 鹿屋市防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鹿屋市が犯罪の抑止及び行方不明者捜索に活用できる防犯カメラを設置し、市民等の安全で安心な生活を確保することを目的として、防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ　犯罪発生の抑止及び行方不明者の早期発見を目的として、市が指定する場所に設置する撮影装置等であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。

(2) 画像　防犯カメラによって撮影され、記録された画像データをいう。

(3) 個人情報画像　画像のうち、特定の個人を識別できるものをいう。

（管理体制等）

第３条　市長は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用を担当する部署の課長をもって充てる。

３　管理責任者は、防犯カメラの運用がこの要綱に則して常に適正に図られるよう、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 防犯カメラの設置及び運用に関すること。

(2) 画像の保存及び取扱いに関すること。

(3) 画像の利用及び提供に関すること。

(4) 防犯カメラ及びその附帯設備の点検並びに維持管理に関すること。

(5) 防犯カメラの操作及び画像の取扱いを担当する防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）の指定及び解除に関すること。

４　取扱者は、防犯カメラの管理及び運用を担当する部署の職員をもって充てる。

５　取扱者は、管理責任者を補佐し、管理責任者の指示の下に防犯カメラの操作及び運用に関する事務を行うものとする。

（管理責任者等の責務）

第４条　管理責任者は、防犯カメラによる画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の安全管理のために、防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な措置を講ずるものとする。

２　管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、画像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（防犯カメラの設置場所）

第５条　防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

（防犯カメラの管理及び運用）

第６条　防犯カメラの管理及び運用に当たっては、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理責任者は、防犯効果を高めるとともに、必要のない個人の画像の撮影を防ぐため、撮影範囲を必要最小限に調整するものとする。

(2) 管理責任者は、防犯カメラの設置場所の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを示す掲示物を表示するものとする。

（画像の管理）

第７条　管理責任者は、画像を記録する際、当該画像を編集又は加工することなく、撮影時の状態のままで記録するものとする。

２　管理責任者は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像の複製又は複写をしてはならない。

３　取扱者は、管理責任者の許可なく、画像を記録した記録媒体を防犯カメラの設置場所以外に持ち出してはならない。

４　画像の保存期間は、原則として記録した日から起算して30日以内とする。

５　前項に規定する保存期間を経過した画像は、漏えい、流出等防止のため、これを確実、かつ、速やかに消去するものとする。

６　管理責任者は、管理する画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないように必要な措置を講ずるものとする。

７　個人情報画像については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき処理するものとする。

（画像の利用及び提供の制限）

第８条　管理責任者は、法令に基づく場合を除き、画像を設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（画像の利用及び提供する場合の手続）

第９条　管理責任者は、画像を利用又は提供したときは、防犯カメラ画像提供記録簿（別記様式）に記録しなければならない。

２　管理責任者は、個人情報画像を防犯カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供するときは、法第69条第２項各号のいずれかに該当することが確認できる書類の提出を求めなければならない。

（個人情報の保護）

第10条　この要綱に定めるもののほか、管理責任者等その他防犯カメラの設置、管理及び運用に関する事務を行う者は、法その他関係法令を遵守し、防犯カメラの設置、管理及び運用が市民等のプライバシーを侵害することがないよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第11条　管理責任者等は、市民等から防犯カメラの管理又は運用に関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

（事故の報告等）

第12条　管理責任者は、第７条第６項に規定する事故が発生したとき、及び防犯カメラに関する苦情があったときは、速やかに市長に報告するとともに、法及び関係法令に基づき迅速かつ適正に対応しなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

別表（第５条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 輝北天球館入口交差点 | 鹿屋市輝北町市成1111−３先 |
| カピックセンター入口三叉路 | 鹿屋市輝北町下百引3176−１先 |

| | |
|---|---|
| 火葬場きもつき苑入口交差点 | 鹿屋市下高隈町5940-１先 |
| 細山田交差点 | 鹿屋市串良町細山田5183-13 |
| 宮下交差点 | 鹿屋市串良町有里91-１先 |
| 吾平町麓交差点 | 鹿屋市吾平町上名7662-４ |
| 大姶良小南三叉路 | 鹿屋市田淵町126-８ |
| 浜田交差点 | 鹿屋市浜田町24-６ |
| 慰霊塔前交差点 | 鹿屋市今坂町10118-３先 |
| 鹿屋女子高前交差点 | 鹿屋市西原１丁目47-１先 |
| 西原小前交差点 | 鹿屋市西原１丁目10871-２先 |
| 北田町交差点 | 鹿屋市北田町7250-３先 |
| 白崎町交差点 | 鹿屋市白崎町6513-６ |
| 朝日町三叉路 | 鹿屋市朝日町4936-２先 |
| 瀬戸街交差点 | 鹿屋市本町4856-１先 |
| 寿二丁目交差点 | 鹿屋市寿２丁目3235-３先 |
| 寿一里山交差点 | 鹿屋市寿４丁目3097-２ |
| 東原入口交差点 | 鹿屋市旭原町2577-18 |

別記様式（第９条関係）

# 防犯カメラ画像提供記録簿

| | | |
|---|---|---|
| 提供依頼年月日 | | 年　　月　　日 |
| 提供年月日 | | 年　　月　　日 |
| 提供先 | 名称 | |
| | 責任者 | |
| | 担当者 | |
| | 連絡先 | |
| 撮影場所 | | |
| 提供画像の内容 | | 年　　月　　日　　時　　分から<br>年　　月　　日　　時　　分までの画像 |
| 提供理由 | | |
| 返却等年月日 | | 年　　月　　日<br><br>□ 返却　　□破砕<br><br>確認者氏名 |